

	事業名	事業概要	平成17年度 計画	平成17年度 実績	所管局
2. 人権が尊重される社会の形成					
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組					
家庭内等における暴力(DV)の防止					
ア. 被害者等への支援対策					
63	配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)	総合相談 ウィメンズプラザをDVに関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に対応した助言と情報提供等を行う。	(No.124の一部再掲) 開設時間 9:00~21:00(除く年末年始)	(No.124の一部再掲) 開設時間 9:00~21:00(除く年末年始)	生活文化局
		被害者支援機関連絡会の開催 関係機関相互の情報提供と困難業務対策の検討を目的とした連絡会を開催する。	年6回	年1回	
		DV被害者自立支援 DV被害者を対象に、問題解決・対応能力を高めることを目的とした講座等を開催する。	月2回	月2回	
		普及・啓発 広く都民に対し、配偶者からの暴力の防止に関する普及・啓発を行う。	PRカード 平成17年度は作成休止	PRカード 平成17年度は作成休止	
		職務関係者の研修 関係機関の相談員等に、事例による研修を実施する。	12科目	12科目	
64	配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)	一時保護等に関する相談の実施 緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等の相談を行う。	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営	福祉保健局
65	家庭内等における暴力問題対策連絡会議の開催	夫婦間暴力、児童虐待、子どもから親への暴力などの家庭内等における暴力問題に対し、相談機関の連携や当面の対策などについて関係機関による「家庭内等における暴力問題対策連絡会議」を設置して検討を行う。	・家庭等における暴力問題対策連絡会議の開催 年3回 ・男女間暴力部会、親子間暴力部会 合わせて7回程度	・家庭等における暴力問題対策連絡会議の開催 年3回 ・男女間暴力部会 3回	生活文化局
			・研修会の実施 1回	・研修会 1回	
			・配偶者暴力対策基本計画(仮称)の策定	・配偶者暴力対策基本計画等策定協議会の開催 協議会5回、検討部会6回	
			・配偶者暴力被害者支援基本プログラム(仮称)の作成	・「配偶者暴力対策基本計画」印刷部数1,300部 ・配偶者暴力被害者支援基本プログラムの作成	
66	加害者対策	男性のための悩み相談の充実	男性相談(124の一部再掲) 週2回	男性相談(124の一部再掲) 週2回	生活文化局
67	婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行う。	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営 (No.64参照)	・女性相談センター(立川出張所を含む)の運営 (No.64参照)	福祉保健局
68	配偶者からの暴力への対応	生活相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応する。	通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	警視庁
69	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	・被害防止措置 DV防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための「被害防止措置」及び「関係機関・団体との相互連携協力」を行う。	通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	警視庁
		・保護命令違反の取締り DV防止法に基づく「保護命令違反の取締り」を行う。	通常業務を通して実施	通常業務を通して実施	

	事業名	事業概要	平成17年度 計画	平成17年度 実績	所管局
性暴力・ストーカー等の防止					
ア．被害者等への支援対策					
70	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じる。	・東京ウィメンズプラザの総合相談等に対応（No.63参照） ・女性相談センター（立川出張所を含む）の運営（No.64参照）	・東京ウィメンズプラザの総合相談等に対応（No.63参照） ・女性相談センター（立川出張所を含む）の運営（No.64参照）	生活文化局 福祉保健局
71	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助する。	緊急保護施設 1か所 （No.64の事業の一部として実施）	緊急保護施設 1か所 （No.64の事業の一部として実施）	福祉保健局
72	女性に対する相談体制の充実	交番等に女性警察官を配置し、女性警察官が女性の被害、相談等の受理に当たるとともに、必要に応じて女性世帯に対する訪問連絡活動を行い、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図る。 ・「女性の安全相談所」、「痴漢被害相談所」での対応	鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を、また、4警察署4交番に「女性の安全相談所」を設置して、女性警察官が対応する。	鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を、また交番に「女性の安全相談所」を設置して対応。	警視庁
73	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理解体制の整備、充実を図る。 「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行う。	・「被害者の手引き」（身体犯用） 10,000部 ・英語版「被害者の手引き」（身体犯用） 4,500部	・「被害者の手引き」（身体犯用） 7,900部 ・英語版「被害者の手引き」（身体犯用） 3,600部	警視庁
74	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図る。 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化を図る。	・性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査係の設置、本部・警察署における性犯罪捜査員の指定 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導教養の実施 ・捜査資器材の整備	・性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査係の設置の継続、本部・警察署における性犯罪捜査員の指定 ・性犯罪捜査員以外の者に対する指導教養の実施 ・捜査資器材の整備	警視庁
75	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、性犯罪捜査員の増強、対象事件の拡大を図る。 「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図る。 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門員等による相談・保護の充実を図る。	・性犯罪捜査員の積極的運用 ・性犯罪対策の効果的推進	・性犯罪捜査員の積極的運用 ・性犯罪対策の効果的推進	警視庁
セクシュアル・ハラスメントの防止					
ア．都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策					
76	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。	・会議の開催 年数回	・会議の開催 年4回	総務局
77	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言をする。	・各局で実施	・各局で実施	各局
78	セクシュアル・ハラスメント防止体制の強化	首都大学東京においてセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会や各学部相談員を設置する。また、教員及び学生への研修や啓発活動、申立への対応を行う。	(公立大学法人首都大学東京において実施)	(公立大学法人首都大学東京において実施)	(首都大学東京)
79	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	公立学校の管理職（候補者を含む）を対象とした学校経営研修等の中で、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施する。	・教育管理職候補者研修 412人 2回 ・教育管理職研修 950人 3回 ・初任者等研修 660人 1回 ・10年経験者研修 1,000人 1回	・教育管理職候補者研修 403人 3回 ・教育管理職研修 934人 3回 ・初任者等研修 382人 1回 ・10年経験者研修 820人 1回	教育庁

	事業名	事業概要	平成17年度 計画	平成17年度 実績	所管局
	イ. 相談・普及啓発				
80	セクシュアル・ハラスメント防止の相談	事業者に対して社内での防止体制づくりのための研修を実施する。また、セクシュアル・ハラスメントの被害に関する相談、あっせん体制の充実を図る。	労働相談情報センター 本所、5事務所 (No.11参照)	労働相談情報センター 本所、5事務所 (No.11参照)	産業労働局